

令和4年度

第9回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年12月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 利用権の終了（農地利用集積計画）について
- 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員>（9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 6番委員：井口 峰幸 | 7番委員：小高 康熙 |
| 8番委員：矢代 とみ江 | 9番委員：末吉 章二 |
| 10番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員>（1名）

- 1番委員：加曾利 益弘

<出席職員>

- 【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 9 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日は、令和 4 年度第 9 回総会にご出席ありがとうございます。 29 日の令和 4 年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会への参加お疲れさまでした。</p> <p>研修会で、新たな発見もありました。 総会后に、タブレットの研修を行いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>以上であいさつとします。 スムーズな進行にご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 6 番の井口委員、8 番の矢代委員に申し上げます。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 3 2。所在・地番：三又基畑〇〇。地目：畑。地積：764 m² 他 1 筆 合計 2 筆 929 m²。義務者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/譲</p>

	<p>受人の希望により、交換することにした。譲受人/近隣接地に娘夫婦が住宅を建てることになったので申請地を取得し、野菜の栽培を始めたい。権利内容：交換による所有権移転。</p> <p>番号33。所在・地番：三又川崎〇〇。地目：畑。地積：764㎡。義務者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/譲受人の希望により、交換することにした。譲受人/自作地の隣接地であることから農地の集約をしたい。権利内容：交換による所有権移転。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号、番号32及び番号33については、鈴木委員が現地調査を担当していただきました。この2件は関連する案件ですので、一括して報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>番号32は、管理されており、隣接の住宅の工事は進んでおりませんでした。</p> <p>番号33は、隣接の田と一体で利用されておりました。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号32、33について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号32、33につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>3頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>

	<p>番号5-18。所在・地番：下大多喜峯越前〇〇番。地目：田。地積13㎡。農地種別：1種。農用区域外。権利者：いすみ市松丸〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。事由：竹隣接する下大多喜字峯越64にて、農家レストラン・カフェの開設を計画しており、当該地周辺の農地については、令和4年6月に5条申請を行っており許可を得ている。</p> <p>本申請地については所有者との協議が遅れていたことから6月時点では申請を行わなかったが、今回所有者との話がまとまり、売買することとなった。当該地は駐車場・資材置場などで利用することになる土地への進入路に当たる部分として転用する。転用を伴う所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	番号5-18につきましては末吉委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。
末吉委員 (9番)	<p>番号5-18について、事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>資料のとおり6月に許可した案件の追加の計画となっており、進入路として使用する計画となっております。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号5-16について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号5-18につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局 (寺井)	<p>4頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」</p> <p>下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号12。所在・地番：下大多喜高谷〇〇番。登記地目：畑。変更地目：山林。地積：336㎡ 他1筆 合計2筆 799㎡。農地種別：2種。農用地区域外。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。事由：現況が山林化しており、農地に入出入りする道もなくなってしまったため、地目を山林に変更したい。</p> <p>番号13。所在・地番：久我原上真野芝〇〇番 他6筆 合計7筆 854㎡。登記地目：田。変更地目：山林。農地種別：2種。農用地区域外。権利者：船橋市高野台〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：先代が所有していた頃から現況が山林化しており、周囲も山林に囲まれているため地目変更したい。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号14番につきましては、末吉委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
末吉委員 (9番)	<p>番号12番について、申請者及び事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、耕作されていない状況で出入口等が無くなっており雑木等が生えておりました。もう一か所は竹林となっていたため非農地として判断しました。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号12番について非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号 1 2 番につきましては非農地とすることで決定いたします。</p>
	<p>番号 1 3 番につきましては、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5 番)</p>	<p>番号 1 3 番について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
	<p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p>
	<p>申請地は、山の中にあり地元の方と途中まで行きましたが、現地に行く道等が分からない状況でしたので、航空写真で非農地として判断しました。</p>
	<p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号 1 5 ついて非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号 1 3 番につきましては非農地とすることで決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p>
	<p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>5 頁をご覧ください。</p>
	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p>
	<p>1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり</p>
	<p>2. 公告を予定する日：令和 4 年 1 2 月 9 日</p>

整理番号 4-49。①利用権を設定する土地・利用権の条件：部田尾名昇〇〇番。地目：田。地積 2,215 m²。利用計画：水田として利用。借賃：10 a 米 30 kg。②利用権設定の期間：6 年 0 か月。令和 5 年 1 月 24 日から。期間満了の日/令和 11 年 1 月 23 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町部田〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号 4-50。①利用権を設定する土地・利用権の条件：石神神ノ下〇〇番他 5 筆 合計 6 筆 13,569 m²。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：10 a 米 30 kg。②利用権設定の期間：6 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 12 月 8 日から。期間満了の日/令和 10 年 12 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。

整理番号 4-51。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜東前〇〇番他 1 筆 合計 2 筆 5,851 m²。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：10 a 米 60 kg。②利用権設定の期間：5 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 12 月 8 日から。期間満了の日/令和 9 年 12 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。新規と更新の案件です。

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

ご質問がないようですので、4-49~4-51については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、4-49~4-51について原案のとおり決定することとします。

議案第 4 号については以上です。

議件は以上でございます。

事務局
(寺井)

それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

11 項をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 4-31。所在・地番：小沢又宮原〇〇番。地目：畑。地積：572 m²他 10 筆で合計 11 筆 6,964 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 10 月 21 日。権利者：大多喜町小沢又〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-32。所在・地番：上原実ノ田〇〇番。地目：田。地積：2,102 m²他 8 筆で合計 9 筆 6,652 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 6 月 18 日。権利者：市原市君塚〇〇番地 〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です

報告第 2 号「廃土処理（公共事業施行）事業」の届出があったので報告する。

所在・地番：泉水城前〇〇番。地目：田。地積：177 m²。土地所有者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。廃土処理量 225 m³。埋立ての高さ：1.5m。当該農地の選択理由：工事の残土処理に伴う運搬や処理に掛かる費用を抑えるため、同じ地区内で受け入れができる場所を探したところ、土地が低いところがあり、冠水して稲作ができない農地があり、土地をかさ上げして畑作にしたい申し出があったため、搬入先として選択した。工事期間 令和 4 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。公共事業施行者：大多喜町長 平林昇

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用賃借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 2。所在・地番：石神神ノ下〇〇番。地目：田。地積：2,294 m²他 5 筆 合計 6 筆 13,585 m²。貸付人：大多喜町石神〇〇番地 〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町石神〇〇番地 〇〇〇〇氏。

報告第 3 号は以上です

報告第 4 号「基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集

積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。

番号4-10。所在・地番：下大多喜下中町〇〇番。地目：田。地積：3,000㎡。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：市原市五井東〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第4号は以上です

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」下千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号10。所在・地番：中野字古中野〇〇番。地目：畑。地積：439㎡。変更登記地目：原野。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地の現況は、敷地の一部が舗装され、一部はクズやセイタカアワダチソウなどの植物が繁茂していたが、建物の基礎のようなものが一部残されている部分もあった。照会地には以前木材の製材所が建っており、国有林や民間の材木も扱っていたとの事である。

又、国土地理院地図の昭和49年から昭和53年当時の航空写真では照会地付近に工場のような建物が建っていたことが確認できる。課税状況も宅地として課税されている。これらの状況から、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：千葉市中央区青葉町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号11。所在・地番：新丁字廣谷〇〇番。地目：畑。地積：92㎡。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地の状況は、柿、栗、ユズなどの果樹や、槇(塚)が植栽されていたが、雑木も生え荒廃しており申請代理人によると、30年近く畑として利用されていないとの事であった。

周辺は一角が住宅地で囲まれており、照会地に生えている樹木の種類などから判断して、山林というよりは宅地と一体として使用されてきた土地のようにみられた。農地として使用するには面積も小さく、住宅に囲まれて使いづらい印象であるため、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：東京都多摩市豊ヶ丘〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号12。所在・地番：弓木字前堀〇〇番。地目：畑。地積：721㎡他2筆 合計3筆 839㎡。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/昭和50年10月10日。照会地の現況は、物置が建てられ、庭木が植栽され隣地の母屋と一体的に使用されており、照会地は前所有者が居住していた時から既に現況が変化しており、20年以上が経過しており、宅地として現況課税されている。従って農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。

	<p>番号 13。所在・地番：大田代字星井畑〇〇番。地目：畑。地積：93 m²他 1 筆 合計 2 筆 541 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地の現況は、花木やモミジ等の庭木が植栽され、庭石が置かれ、隣接する物置や母屋と一体的に使用されているようであった。申請者及び申請代理人の話では、照会地の現況が変化してから少なくとも 20 年以上が経過しているとの事であり、建物の登記情報によると、隣接する物置が昭和 33 年に新築され、現在まで 60 年以上が経過しており、母屋は昭和 58 年 12 月に増築されてから、少なくとも現在まで 30 年以上が経過していることとなる。従って農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：市原市光風台〇〇番地〇〇〇〇氏。</p> <p>番号 14。所在・地番：平沢字嶋廻〇〇番。地目：田。地積：512 m²他 1 筆 合計 2 筆 561 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地平沢〇〇の現況は、一部針葉樹や雑木が生えていた。又一部は過去の風水害により浸食されており、平らな部分はわずかな面積しかなく、耕作機械が通れる幅の進入路もないため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。</p> <p>照会地同字〇〇は、筆の大部分に針葉樹が生え、日当たりも悪く、過去の風水害により筆の一部が浸食されており、耕作機械も入れないため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。</p> <p>報告事項は以上となります。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。 事務局から何かございますか。</p>
<p>事 務 局 (鈴 木)</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局 長 (秋山課長)</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉 会 (午後 3 時 1 分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月7日

議長

渡辺忠洋

署名委員

矢代 知江

署名委員

井口 峰幸